

『南山神学』37号（2014年3月）pp. 85-116.

「分離した魂は物的な火によって 罰を受けることができるか」

—トマス・アクィナス『定期討論集 魂について』第21問題
解説、翻訳と註—

井上 淳

<解説>

『定期討論集 魂について』（*Quaestiones disputatae de anima*）第21問題「分離した魂は物的な火によって罰を受けることができるか」は、この定期討論集の最後に置かれている問題である。この問題は、この定期討論集の第19番目に置かれている「感覚的能力は分離した魂の内に存続するか」という問題と密接に関連している¹。第19問題において、トマスは、魂の感覚的な能力と働きは身体と魂の複合体に属するものであり、身体が減びると感覚的な能力も減びてしまい、分離した魂の内に感覚的能力は存続しないことを明らかにした。ところがその一方で、キリスト教信仰に基づき、トマスは、罪を犯した者の魂は、身体から分離した後、地獄あるいは煉獄において、物的な火によって苦しみ

¹ QDA q. 21 の平行箇所の一つである *Scriptum super Sententiarum* IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3 では分離した魂が物的な火によって苦しみを受けることができるか否かについて論じられているが、この第三項（a. 3）には三つの小問題（*quaestiuncula*）が置かれており、この第三小問題の前に置かれている他の二つの小問題では、それぞれ「分離した魂の内に感覚的能力は存続するか」（q1a. 1）、「分離した魂の内に感覚的能力の活動もまた存続するか」（q1a. 2）について論じられている。

られるという立場をとる。そこで問題となるのが、いかなる仕方で、物的な火が、非物的な存在であり感覚能力を持たない分離した魂に作用を及ぼし、苦しめ、罰を与えることができるのかということである。この第 21 問題では、このことが主題として論じられている²。

この問題について論じられているテキストはこの *QDA* q. 21 だけなのではない。トマスは、いくつかの他の著作においてもこの問題を取り扱っている。主な平行箇所を、本著作も含めて、書かれたとされている年代順に並べると次のようになる³。

- (1) *Scriptum super Sententiarum* (SSS) IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3 (1252-1256)
- (2) *Quaestiones disputatae de veritate* (QDV) q. 26, a. 1 (1256-1259)
- (3) *Summa contra gentiles* (SCG) IV, c. 90 (1260-1265)
- (4) *Compendium theologiae* (CT) c. 180 (1265-1267)
- (5) *Quaestiones disputatae de anima* (QDA) q. 21 (1266-1267)
- (6) *Summa thologiae* (ST) I, q. 64, a. 4, ad 1 (1267-1268)
- (7) *Quaestiones de quolibet* (Quodl.) II, q. 7, a. 1 (1269 あるいは 1270)
- (8) *Quaestiones de quolibet* (Quodl.) III, q. 10, a. 1 (1270)

これらの箇所に見られるトマスの見解は基本的には同じであり主張は一貫していると思われるが、比較してみると、*QDA* q. 21 には他のテキストには見られない新たな洞察が加えられているように思われる。上に挙げた平行箇所を概観

² 分離した魂が物的な火によって苦しみを与えられ得るか否かという問題は、中世において盛んに論じられた問題であった。そのことについては次の文献を参照。Donald Mowbray, *Pain and Suffering in Medieval Theology: Academic Debates at the University of Paris in the Thirteenth Century* (Woodbridge: The Boydell Press, 2009).

³ 書かれたとされている年代は Jean-Pierre Torrell, *Initiation à saint Thomas d'Aquin: Sa personne et son œuvre*, 2^e édition (Paris: Éditions de Cerf, 2002) に従う。

しながら、そのことを確認したい。

SSS IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3において、トマスは次のように論を進めている。「マタイによる福音書」に、次のようなキリストの言葉がある。「呪われた者たち、わたしから離れ去り、悪魔とその使いたちのために用意されている永遠の火に入れ」⁴。この言葉から、断罪された人間と悪霊たちは同じ火によって罰せられるということが分かる。それはどのような火であろうか。人間はこの世の生の間は魂と身体の複合体として存在するが、死後は魂が身体から離れ、分離した魂として存続する。そして善き人の魂は至福の報いを受け、悪しき人の魂は地獄あるいは煉獄で苦しみを受け、罰を受ける。しかし、それで終わりなのではない。キリスト教信仰によれば、この世の終り、最後の審判の前に、全ての人は、神によって再び身体が与えられ、復活するのである。この復活の後、断罪された者たちを罰するための火は、身体をも罰するものであるために、物的な火でなければならない。身体は物的な仕方では苦しめられないからである。それゆえ、断罪された人間と悪霊たちを苦しめる火は、物的な火でなければならないのである。そして、この同じ物的な火が、この世の終りがくる前にも、断罪された魂と悪霊たちを苦しめ、罰を与えるのである。

しかしながら、悪霊たちは非物的な実体であり、復活前の分離した魂もまた非物的な実体である。物的な火が物的な仕方では非物的な魂を焼くことはできない。では、どのような仕方では物的な火が非物的な魂に作用を及ぼし、苦しみを与えることができるのか。それについては様々な人々が様々な見解を述べている。そこでトマスは、それらの見解を吟味しながら、納得のいく答えを探究してゆく。

或る人々は、魂は火を見ることによって苦しむのであるとした。しかしながら、見る能力を持つ者にとって、何かを見るという活動は見る能力の完成を意味する。それゆえ、ただ単に「見る」ということだけでは懲罰にならないので

⁴ *Evangelium secundum Matthaum*, XXV, 41. フランシスコ会聖書研究所訳。

ある。

そこで或る人々は、その火が自分に害を与えるものであると魂が把握することによって、火が魂に恐れや悲しみを生じさせるのだとした。しかしながら、この説明もまだ十分なものではない。なぜなら、火は物的な仕方実際に魂を焼くことはできないのだから、魂が火を自分に害を与えるものと捉えて、そのことで苦しむのだとすれば、それは単なる思い込みによって苦しんでいるだけである可能性がある。その場合、魂は火のイメージに欺かれていることになる。しかし、魂だけでなく、悪霊もまた同じ火によって苦しみを受けるのである。悪霊は、その鋭い知性によって事物の本性に精通しているはずであるから、そのような誤った把握をするとは考え難いのである。

そこで別の人々は、魂は、単に火を自分に害を与えるものとして捉える、その把握によって苦しみを受けるのではなく、実際に火そのものによって苦しみを与えられるのだとしなければならないと主張した。では、それはどのような仕方可能なのか。物的な火は単に物的なものとしてならば、非物的な魂に作用することはできない。しかし、神の正義の道具としてならば、それは可能である。物的な火は神の正義の道具として用いられ、神の力によって、魂に罰を与えるのである。罪を犯した魂は、物的なものに執着し、それに服従してしまうことによって罪を犯したのであるから、その罰もまた物的なものへと服従させられることによって与えられると考えられる。このようにして、物的な火は、神の正義の道具として魂を苦しめ、罰を与えるのである。

しかし、トマスによれば、この説明にもまだ不十分な点がある。たとえば、のこぎりが木を切るのに適しているように、道具にはそのものに本性的に備わった適合性がある。したがって、神の正義の道具として働くのであれば、この物的な火は自らに固有の自然本性的な仕方魂に作用するはずである。ではどのような仕方火は魂に作用するのか。ここでトマスは、物的な火が霊に作用するためには、その火と霊が何らかの仕方で合一する必要があることを指

摘する。

トマスによれば、物体と霊とが合一する仕方には二通りある。ひとつは、霊が物体に形相として合一する場合である。この場合、霊は形相としてその物体と一体化し、その物体に生命を与えることになる。たとえば、この世における魂と身体の合一である人間のように。しかしながら、分離した魂や悪霊たちは物体的な火に生命を与えるのではないのだから、その合一は形相としての合一ではない。もうひとつの合一の仕方は、動者 (movens) が動かしているものと合一するという仕方、あるいは場所に置かれたものがその場所と合一するという仕方である⁵。分離した魂や悪霊たちと物体的な火との合一はまさにこの仕方による合一である。霊はこの仕方では物体的な火と合一し、ひとつの場所へと拘束されるのである。物体的な火がこのような仕方では霊と合一し場所に縛り付けることは、その自然本性に合ったことである。しかしながら、その火の本性的な力では、霊を縛り付けておくことはできない。霊は本性的に場所に拘束されたり服従させられたりしないものだからである。しかし、神の正義の道具として、神の力によってそのことは可能となる。霊はこうして神の正義の道具である物体的な火によって拘束され、自らの意志が妨げられることによって、苦しめられ、罰を受けるのである。

トマスは次のように結論づけている。物体的な火はその本性からして、非物体的な霊と合一することが可能である。そして神の正義の道具として、神の力によって、その火は霊を縛りつけ拘束するのである。このようにして、物体的な火は実際に霊に苦痛を与えるものとなり、このような火を自分に害を与えるものと把握することによって分離した魂は苦しめられるのである。トマスが SSS IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3 において論じているのは、以上のような内容である。

⁵ トマスは QDA q. 21 その他のテキストにおいて、このような霊と物体との合一の仕方を「力の接触」(contactus virtutis) による合一と呼んでいる。QDA q. 21, ad 15 および次のテキストを参照。SCG II, c. 56, 1319; c. 57, 1327; ST I, q. 8, a. 2, ad 1; q. 70, a. 3, cor.

次に QDV q. 26, a. 1 を見てみよう。ここにおいてもトマスは、ほぼ同様の見解を述べているように思われる。まずトマスは、聖書において断罪された者たちの物的な罰の苦しみについて語られていることは全て比喩的に理解すべきであるとする主張を斥ける。キリスト者は終末において復活のあることを信じており、復活の後には、霊的な苦しみだけでなく肉体的な痛みもあるはずだからである。肉体は物的な痛みによってでなければ罰せられ得ず、聖書の言葉にある通り、同じ火の痛みが人間と悪霊たちに与えられるのであるから、霊は何らかの仕方で物的な火によって痛みを受けるとしなければならない。

それでは、どのような仕方で物的な火は、分離した魂と悪霊たちを苦しめるのか。トマスは SSS IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3 と同じように様々な人々の見解を吟味してゆき、その不十分な点を明らかにしてゆく。そして、結論として、SSS と同様に、物的な火は神の正義の道具として働き、魂や悪霊と合一し、彼らを縛りつけ拘束することによって罰を与えるのだとしている。物的な火によって魂や悪霊は自らの自由な働きを妨げられ、意志に反して拘束されることによって痛みを受けるのである。

SCG IV, c. 90 と CT c. 180 においても、より簡潔な形ではあるが、トマスはこの問題について同様の見解を述べているように思われる。非物的な実体である分離した魂と悪霊たちは、物的な火に縛られ拘束されることによって痛みを受けるのであり、物的な火は、神の正義の道具として働くのである。しかし、この二つのテキストにおいては、物的な火が霊的実体よりも下位のものであり、下位のものに拘束されることによって苦しむという点が強調されているように思われる。自分より上位の霊的実体との合一は喜びをもたらすが、逆に自分より下位のもの、すなわち物的なものとの合一は痛みをもたらす。自分の意に反して下位のものである物的な火に縛り付けられ服従させられていることが痛みとなり罰となるのである。

さて、では QDA q. 21 におけるトマスの見解を見てみよう。QDA q. 21 にお

いてもトマスは、SSS IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3 と同様の仕方で論を進めており、基本的な見解は上に見た四つのテキストと同じである。物的な火がどのような仕方で分離した魂や悪霊たちに苦しみを与えることができるのかについて、トマスはここでも様々な人々の見解を吟味し、それらの説の不十分な点を指摘してゆく。そして結論として、物的な火は、神の正義の道具として、魂や悪霊たちを縛り付け拘束することによって苦しみを与えるとしている。しかしながら、QDA q. 21 においてトマスは、さらに論を進め、より踏み込んだ洞察を加えているように思われる。

トマスは、物的な火によって与えられる苦しみについて、それは「内的な悲しみ」(interior tristitia) によるものであると述べている。「内的な悲しみ」というこの表現は上に見た四つの平行箇所には見られなかったものである。トマスによれば、内的な悲しみとは、意志や欲求に反するものが心に苦痛を与えると時に生じるものであり、それは時として感覚的な苦痛よりも大きな苦しみとなる。分離した魂や悪霊たちは、物的な火によって拘束され、自らの傾向性や意志を妨げられることによって内的な悲しみを受け、それによって罰せられる。物的な火は、魂を拘束し捕らえておくことによって神の正義の道具となる。そして魂はその火が自分を害するものであることを把握し、内的な悲しみによって苦しめられるのである。トマスはこう言っている。この悲しみは最大のものである。なぜなら、本来ならば神と合一し大きな喜びを享受するべくこの世に生を受けた自分が、自分の罪のために、今は最低のもの、すなわち物的な火に服従させられていることを思い知らされるからである。そしてトマスは次のように結んでいる。それゆえ、断罪された者たちの最大の苦痛は、神から引き離されるということから生じるであろう。そして第二に、その苦痛は、最低でも最も卑しむべき場所において物的なものに服従させられているということから生じるであろう。

ここに加えられている洞察、すなわち断罪された者たちの最大の苦しみは神

から引き離されることにあるという洞察は、これまでのテキストには見られない新たな視点である。この視点が加えられたことにより、*QDA q. 21*におけるトマスの見解は、それ以前のテキストに較べ、より十全で包括的なものとなっているように思われる。

さてそれでは、*QDA q. 21* より後に書かれたとされているその他のテキストではどのようにトマスは論じているのだろうか。*QDA q. 21* の少し後に書かれたとされている『神学大全』(ST)には、残念ながらこの問題を主題として取り扱っている項がない。しかしトマスの見解を垣間見ることができるところがひとつある。それが *ST I, q. 64, a. 4, ad 1* である。トマスは次のように言っている。

場所が天使とか魂にとって、彼らの罰の場所であるというのは、決してその場所が彼らの自然本性を変化せしめるといったかたちで影響するものなるがゆえではない。それは却って、天使や魂が、自らがその意に合わない場所にあることをさとったときに、彼らに悲しみを与えることによってその意志に影響するものなるがゆえにほかならない。⁶

短いテキストであるため、ここからはトマスの見解の一部しか知ることができないが、天使（この場合は悪霊）や人間の分離した魂が自分の意志に反した場所にあることをさとった時、彼らは悲しみを受けるとトマスは言っている。これは、*QDA q. 21* において言われている「内的な悲しみ」と同様のことを意味していると解釈できるのではないだろうか。その意味で、このテキストには *QDA q. 21* との近接性があると考えることができる。ただしここには、苦しみの最大の原因が神から引き離されることであるということは述べられていない。

それでは、*QDA, q. 21* や *ST I, q. 64* よりも後に書かれたとされている *Quodl. II, q. 7, a. 1* と *Quodl. III, q. 10, a. 1* においてはどうかであろうか。意外なことに、こ

⁶ 日下昭夫訳『神学大全』4（創文社、1973年）。

これらのテキストには、内的な悲しみという表現も用いられておらず、また、苦しみをもたらす最大の原因は神から引き離されることにあるということも述べられていないのである。Quodl. II, q. 7, a. 1においてトマスは、物体的な火によって分離した魂が作用を被る仕方は、自らに固有の衝動や傾向性が妨げられるという仕方によるものであり、魂は物体的な火に拘束され縛り付けられることにより、自ら欲することが妨げられることによって苦しみを受けることと述べている。物体的な火はそれ自体の力では霊的実体である魂を拘束することができないが、より上位のものの力を通してそれは可能となる。すなわち、物体的な火は神の力によって、神の正義の道具である限りにおいて、分離した魂を拘束するのである。トマスの論述はここで終わっている。Quodl. III, q. 10, a. 1においても同様に、トマスは、物体的な火は、それ自体の自然的な力では無理であるが、神の正義の道具である限りにおいて、神の力によって分離した魂に作用することができ、縛りつけ拘束することによって罰を与えると述べているだけである。この二つのテキストはQDA q. 21よりもむしろ、より以前に書かれたとされるSSS IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3やQDV q. 26, a. 1の内容により近いような印象さえ受ける。もしQuodl. IIとIIIおよびQDAの執筆年代が確かなものなのであれば、これらの論述に、なぜQDA q. 21に加えられた洞察が述べられていないのか、不可解ではある。しかし、この二つの任意討論は比較的簡潔で短いものであり、QDA q. 21のように綿密な議論が展開されているわけではない。それゆえ詳細は省略されているのかもしれない。

いずれにしても、これらの平行箇所を比較することによって分かることは、物体的な火が分離された魂と悪霊たちに苦しみを与えることができるか否かというこの問題に対するトマスの最も熟考された綿密で包括的な見解を知ることができるのは、QDA q. 21であるということである。上にも述べたように、トマスの主著である『神学大全』(ST)には、上に見たST I, q. 64, a. 4, ad 1に、

関連する言及があるだけで、この問題が主題的に論じられている項はない。分離した魂の物的な火による受苦についてのトマスの見解を知る上で、この QDA q. 21 は極めて重要なテキストであると言えるであろう。

<翻訳と註>

第 21 問題では⁸、分離した魂は物的な火によって罰を受けることができるのか否かが問われる。そして〔その答は〕否であるようにも思われる。なぜなら、

⁷ トマスの弟子によって編集された補遺 *Supplementum* q. 70, a. 3 に置かれているのは SSS IV, d. 44, q. 3, a. 3, q1a. 3 のテキストである。

⁸ 本訳は Leonina 版、すなわち、B. C. Bazan ed., *Sancti Thomae de Aquino Opera Omnia iussu Leonis XIII P.M. edita*, Tomus XXIV-1, *Quaestiones Disputatae de anima* (Roma: Commissio Leonina, 1996) を底本とし、註の多くもこの版に依拠した。しかし次の二つの版も常に参照し、Leonina 版と異なる場合にはそれを註記した。ただし綴りの違いなどの、さほど重要ではないと思われる異同については一々註記しなかった：James H. Robb, ed., *St. Thomas Aquinas Quaestiones De Anima* (Toronto: Pontifical Institute of Mediaeval Studies, 1968); M. Calcaterra and T.S. Centi ed., *Quaestiones Disputatae De Anima in Quaestiones Disputatae*, vol. 2, 10th edition (Turin: Marietti, 1965)。以降 Robb 版および Marietti 版と略記する。また、翻訳にあたっては、以下の現代語訳を参照した。John P. Rowan, *The Soul: A Translation of St. Thomas Aquinas' De Anima* (St. Louis: Herder Book Co., 1951); St. Thomas Aquinas, *Questions on the Soul*, trans. James H. Robb (Milwaukee: Marquette University Press, 1984); Saint Thomas d'Aquin, *Questions disputées de l'âme*, introduction, traduction et notes par Jean-Marie Vernier (Paris: L'Harmattan, 2001)。以降 Rowan 訳、Robb 訳、および Vernier 訳と略記する。Rowan 訳は Marietti 版を用いた翻訳、Robb 訳は本人の校訂版を用いた翻訳、Vernier 訳は Leonina 版を用いた翻訳である。

なお、本稿で用いるトマス・アクィナスの著作とその略号は次の通りである。*Quaestiones disputatae de anima* (QDA), *Quaestiones disputatae de veritate* (QDV), *Quaestiones disputatae de potentia* (QDP), *Sententia Libri De anima* (In De anima), *Sententia super Meteora* (In Meteor.), *Scriptum super libros Sententiarum* (SSS), *Summa theologiae* (ST), *Summa contra gentiles* (SCG), *Quaestiones de quolibet* (Quodl.), *Compendium theologiae* (CT)。テキストは SSS に Parma 版を、QDP と SCG に Marietti 版を用いた他は全て Leonina 版を用いた。

QDA, q. 21 の主な平行箇所は SSS IV, d. 44, q. 3, a. 3, qc. 3; QDV q. 26, a. 1; SCG IV, c. 90; Quodl. II, q. 7, a. 1; Quodl. III, q. 10, a. 1; CT c. 180; ST I, q. 64, a. 4, ad 1 である。このうち邦訳が出版されているものは次の通りである。ST I, q. 64, 日下昭夫訳『神学大全』4 (創文社, 1973 年) ; QDV, q. 26, 山本耕平訳『研究所紀要』第 14 号 (聖カタリナ大学キリスト教研究所, 2011 年) 。

【異論】

- (1) 何ものも、それが可能態にあるのでない限り、作用を受ける (*patitur*) ことはない。しかるに、分離した魂が可能態にあるのは、ただ知性認識に関する限りにおいてのみである。なぜなら、すでに明らかにされたように⁹、感覚的諸能力は分離した魂の内に存続していないからである。それゆえ、分離した魂は、知性認識に関する限りにおいてのみ、つまり、その火を知性認識するということによってのみ、物的な火によって作用を受け得る。これはしかし、罰に属することではなく、むしろ快いこと (*delectabile*) である。それゆえ、分離した魂は、物的な火によって罰を受けることができないのである。
- (2) 更に、『生成消滅論』第一巻に述べられているように¹⁰、作用するもの (*agens*) と作用を受けるもの (*patiens*) は、質料において共通している。しかるに、魂は非質料的なものなのであるから、物的な火と質料において共通してはいない。それゆえ、分離した魂は物的な火によって作用を受けることができない¹¹。
- (3) 更に。接触しないものは作用をしない¹²。しかるに、魂は非物的なのであるから、物的な火は、ほんの少しも魂に接触することができないのである¹³。また、物的な力が非物的な実体に影響を与えることはできず、むしろその逆なのであるから、物的な火は「力の接触」 (*contactus uirtutis*) によっても¹⁴、魂に接触することはできない。したがって、分離

⁹ QDA, q. 19, cor. を参照。

¹⁰ Aristoteles, *De generatione et corruptione*, I, 7, 324a34-35.

¹¹ Cf. QDV, q. 26, a. 1, arg. 15.

¹² Cf. Aristoteles, *De generatione et corruptione*, I, 6, 322b22-24.

¹³ Cf. Aristoteles, *De generatione et corruptione*, I, 6, 323a3-12.

¹⁴ Leonina 版と Robb 版は *contactu*, Marietti 版は *tactu*. なお「力の接触」については本稿の註 61 を参照。

した魂は、いかなる仕方によっても、物的な火によって作用を受けることができないのである。

- (4) 更に。或るものが「作用を受ける」(pati)と言われるのに二通りの仕方がある。すなわち、たとえば木材が火によって作用を受ける場合のように、基体 (subiectum) として作用を受けるか、あるいは、たとえば熱さが冷たさによって作用を受ける場合のように、反対対立のもの (contrarium) として作用を受けるかのどちらかである。しかるに、魂は、作用を受ける基体として、物的な火によって作用を受けることはできない。なぜなら、もしそうだとすると、当然、火の形相が魂において生じることになり¹⁵、その結果、魂は熱せられ、燃えてしまうことになるからである。これはあり得ないことである。同様に、魂は、それに反対対立するものから作用を受ける反対対立のものとして、物的な火によって作用を受けて苦しめられることもできない。なぜなら、ひとつには、魂に反対対立するものは何もないからである。さらには、もしそうだとすると、魂は物的な火によって滅ぼされてしまうことになるからである。これもあり得ないことである。それゆえ、魂は物的な火によって作用を受けることができないのである。
- (5) 更に。作用するものと作用を受けるものとの間には、何らかの対比 (proportio) が存在しなければならない¹⁶。しかるに、魂と物的な火は、それぞれ別の類に属するのであるから、両者の間に何らかの対比が存在するとは思われない。それゆえ、魂は物的な火によって作用を受けることができないのである。
- (6) 更に。作用を受けているものは全て、動かされる¹⁷。ところが、魂は物体ではないのであるから、動かされない。したがって、魂は作用を受けるこ

¹⁵ Cf. *QDV*, q. 26, a. 1, arg. 12.

¹⁶ Cf. *QDV*, q. 26, a. 1, arg. 7.

¹⁷ Cf. *QDV*, q. 26, a. 1, arg. 14.

とができない。

- (7) 更に。魂は第五本質 (*quinta essentia*) の物体よりも優れている¹⁸。しかるに、第五本質の物体は全面的に非受動的 (*impassibile*) である。それゆえ、魂はなおのこと非受動的である。
- (8) 更に。アウグスティヌスは『創世記逐語註解』第十二巻において¹⁹、作用するものは作用を受けるものよりも高貴であると言っている。しかるに、物的な火は魂よりも高貴ではない。それゆえ、火が魂に作用を及ぼすことはできない²⁰。
- (9) ところが〔この論に対して〕、その火は、自らに固有の自然本性的な力によって魂に作用するのではなく²¹、神の正義の道具である限りにおいて作用するのだ、という意見が出された²²。——それに対する反論。賢明な工作者は、自らの目的に適した諸道具を用いるものである。しかしながら、物

¹⁸ アリストテレスは、天体は不変で不可滅的であり、地上の物体を構成する火、空気、水、土という四元素とは別の、第五の本質でできていると考えた。Cf. Aristoteles, *De caelo*, I, 2, 269b13 et 270a13-21. トマスは『気象論註解』において、次のように述べている: “Dicit ergo primo quod prius determinatum est, tam in libro *de Caelo* quam in libro *de Generatione*, quod inter alia principia corporalia quae sunt principia aliorum corporum, unum est principium illorum corporum ex quibus constituitur natura corporum circulariter motorum, scilicet sphaerarum et stellarum: hoc autem principium dicit ipsam *quintam essentiam*, ex quo omnia huiusmodi formantur. Alia vero principia corporum inferiorum sunt quatuor. . . .” 「それゆえ、アリストテレスはまず、先に『生成消滅論』と『天体論』において次のことが規定されたことを述べている。すなわち、他の諸物体の元素である他の物的元素のうち、ひとつの元素は、円形に動かされる諸物体、すなわち諸天球と星々、の本性がそれによって構成されるそれらの物体の元素である。全てのこのような物体がそれによって形成されるこの元素のことを、彼は〈第五本質〉と呼んでいる。一方、下位の諸物体の他の元素は四つであり…」 (*In Meteor.* I, lec. 2, n. 2)。

¹⁹ Augustinus, *De Genisi ad litteram*, XII, 16: 「働きの主体は、そこから何かが造り出されるものより、あらゆる仕方で優っている。いかなる仕方で物体が霊に優るということではなく、明らかに霊が物体に優るのである」片柳栄一訳「創世記註解」『アウグスティヌス著作集』17 (教文館, 1999年)。

²⁰ Cf. *QDV*, q. 26, a. 1, arg. 1.

²¹ Leonina 版と Marietti 版は *non agit in animam*, Robb 版は *non agebat*.

²² Cf. *QDV*, q. 26, a. 1, arg. 2.

体的な火が魂を罰するのに適した道具であるとは思われない。なぜなら、魂を罰することは、火自体の形相のゆえに火に適合しているわけではないからである。というのも、たとえば、斧がたたき切るのに適しており、のこぎりが挽くのに適しているように、形相によって道具は効果に適合するのだからである。だから、もし工作者が、たたき切るためにのこぎりを用い、挽くために斧を用いるならば、それは賢明な使い方をしていいるとは言えないであろう。それゆえ、ましてや、この上なく賢明な方である神が、魂を罰するための道具として物的な火を用いるなどということはないのである。

- (10) 更に。『ローマの信徒への手紙』第十一章への或る『註解』が言っているように²³、神は自然を創られた方 (*auctor nature*) なのだから、自然に反することは何ものもなさない。しかるに、物的なものが非物的なものに作用することは、自然に反している。それゆえ、神はそれをなさない。
- (11) 更に。神は、相矛盾するものが同時に真であるようにはなさり得ない²⁴。しかし、このことは、もし或るものからその本質に属するものが奪われるならば、生じてしまうであろう。たとえば、もし人間が理性的でないとしたならば、人間は、人間であると同時に人間ではないということになる。それゆえ、神は、或るものが自らに本質的であるものを欠いているようにはなさり得ないのである。しかるに、非受動的 (*impassibile*) であることは、魂にとって本質的な事柄である。なぜなら、魂が非質料的なものである限り、そのことは魂に適合するからである。したがって、神は、魂が物

²³ *Glossa ordinaria, Ad Romanos 11, 24* (PL 114: 508)。Leonina 版と Robb 版は *Glosa/glossa, Rom. XI* とあるだけだが、Marietti 版にはより詳しく記されている：*Glossa [ordinaria] super illud Rom. XI, [24]: contra naturam insertus es*。

²⁴ Cf. *QDP, q. 1, a. 3; ST I, q. 25, a. 3*: 「矛盾を内臓するものごとは、神の全能のもとに含まれないのであり、それは、そうしたことがらが「可能なるもの」*possibilia* という特質を有しえないものなるによる。だからして、「神はそうしたことがらをなしえない」というよりも、むしろ「そうしたことがらはなされえない」というのを適当とするのである」高田三郎訳『神学大全』2 (創文社, 1984年)。

体的な火によって作用を受けるようにはなさり得ない。

- (12) 更に。それぞれのものは、自らの本性にしたがって作用の能力を有する。それゆえ、ものは、その固有の本性が別の本性に変えられていない限り、自らにではなく他のものに適合するような作用の能力を獲得することはできない。たとえば、水は火によって〔お湯に〕変えられていない限り、ものを温めることはないのである。しかるに、すでに明らかにされたように²⁵、霊的なものに作用する能力を持つことは、物的な火の本性に適合していない。それゆえ、もしその火が、神の正義の道具として、分離した魂に作用することができる能力を神から与えられているのだとすれば、それはもはや物的な火ではなく、別の本性を持つ火であると思われる。
- (13) 更に。神の力によって生じたものは、自然の中に存在する事物の固有にして真の特質 (*ratio*) を持つ。たとえば、盲目の人が神の力によって照らされる時、その人は、視力の固有にして真の自然的特質に即した視力を受け取るのである。それゆえ、もし魂が、神の力により、神の正義の道具として火によって作用を受けるのであれば、魂は受苦・受動 (*passio*) の固有の特質にしたがって、実際に作用を受けるということになる。しかるに「作用を受ける」(*pati*) とは二通りの仕方と言われる。ひとつには、たとえば、知性が可知的なものによって作用を受け、感覚が可感的なものによって作用を受ける場合のように、それは単に「受け取る」(*recipere*) ことを意味する²⁶。もうひとつには、たとえば、木材が火によって作用を受ける場合

²⁵ Cf. *QDA*, q. 21, arg. 3; q. 6, ad 7: "... licet ignis inferni, a quo anima patitur, sit materialis et corporalis; non tamen anima patitur ab ipso materialiter, per modum scilicet corporum materialium; set patitur ab eo afflictionem spiritualem, secundum quod est instrumentum diuine iustitie iudicantis." 「それによって魂が苦しめられる地獄の火は質料的で物的であるが、しかし魂は、質料的な仕方、つまり質料的な物体が受けるような仕方、その火によって苦しみを受けるのではない。魂は、その火によって、それが裁きを下さす神の正義の道具である限りにおいて、霊的な苦しみを受けるのである」。

²⁶ Leonina 版は *pati est recipere tantum*, Robb 版と Marietti 版は *pati dicitur recipere tantum*.

のように、それは作用を受けるものの実体から何かが「損なわれる」(abicitur)ということの意味する。それゆえ、もし、神の力により物的な火から魂が作用を受けるということが²⁷、単に「受け取る」ということを意味するのであれば、受け取られるものは受け取る側の仕方(modus)にしたがって受け取られるのであるから、分離した魂は自らの仕方に従って、すなわち非質料的で非物的な仕方、物的な火によって作用を受けるということになる。しかし、このような受容は、魂に罰を与えるもの(punitiua)ではなく、むしろ魂を完成せしめるもの(perfectiua)である。それゆえ、これは魂にとって懲罰にはならないであろう。同様に、作用を受けるということが「実体が損なわれる」ということを意味する場合もまた、魂が物的な火によって作用を受けて苦しめられることはできない。なぜなら、その場合、魂の実体が滅ぼされてしまうからである。したがって、たとえ神の正義の道具としてであっても、物的な火によって魂が作用を受けることはあり得ないのである。

- (14) 更に。いかなる道具も、自らに固有の働きを遂行することなしには、道具としての働きをなさない。たとえば、のこぎりは、切ることによって、箱を作り上げるための道具として働く。しかるに、火は、自らに固有で本性的な働きによって魂に作用することはできない。なぜなら、火は、魂を熱することができないからである。それゆえ、火が神の正義の道具として魂に作用することはできないのである。
- (15) ところが[この論に対して]、火は、自らに固有の別の働きによって、すなわち、魂をそれに拘束されたように捕らえておくという仕方、魂に作用するのだ、という意見が出された。——それに対する反論。もし魂が火によって拘束され、捕らえられるのだとすれば、魂は当然、何らかの仕方、火と合一するはずである。しかしながら、魂は形相(forma)として火と

²⁷ Leonina 版は anima, Robb 版と Marietti 版は anima separata.

合一するのではない。なぜなら、その場合、火に生命を与えることになるからである。また、魂は動者 (motor) として火と合一するのでもない。なぜなら、その場合、逆にむしろ火の方が魂によって作用を受けることになるからである。非物的実体が物体と合一する仕方は他にはない。したがって、分離した魂は火によって拘束されることも捕らえられることもできないのである。

(16) 更に。何かに拘束されているものは、それから離れることができない。ところが、断罪された者たちの霊は、時として地獄の物的な火から離れるのである。というのも、悪霊たちはこの暗い大気の中にいると言われているのであるし²⁸、断罪された者たちの魂も、時々或る人々に現れているのであるから。それゆえ、魂は物的な火によって、それに拘束されるような仕方で苦しめられるのではない。

(17) 更に。何かに拘束され、捕らえられているものは、そのことによって、自らに固有の働きが妨げられる。しかるに、魂の固有の働きとは知性認識することなのであり、この働きが何らかの物的なものに拘束されることによって妨げられることはあり得ない。というのも、『デ・アニマ』第二巻に言われているように²⁹、魂は自分の知性認識の対象 (intelligibilia) を自ら

²⁸ Cf. ST I, q. 64, a. 4, s. c.: 「アウグスティヌスは『創世記逐語註解』第三巻において、『昏い大気は裁きの時にいたるまで悪霊たちにとってのいわば牢獄である』と述べている」； q. 64, a. 4, cor.: 「かくして、だから、悪霊たちには当然、二重に罰せられる場所が与えられなくてはならないのであって、一つは彼らの罪のゆえのそれであり、これは奈落の世界 (=地獄) *infernus* である。いま一つは人間の試練 *exercitatio* のためのものであり、かくて彼らに、昏い大気 *caliginosus aer* が定められる。だが、人間の救いのための配慮は、裁きの日にいたるまで及んでいるのであり、だからしてそのときにいたるまで天使たちの奉仕 *ministerium* や悪霊たちによる試練は持続する。かくてやはりそのときまで、善天使たちはこの世の我々のもとへ派遣されてあるし、悪霊たちは我々の鍛錬 *exercitium* のためにこの世の昏い大気のうちにあるのである。〔中略〕然しながら、裁きの日ののちは、悪しき者たちは、人間も天使も、ともに地獄にあり、善き者たちは、ともに天にあるであろう」 日下昭夫訳『神学大全』4 (創文社, 1973年)。

²⁹ Aristoteles, *De anima* II, 417b23-24: 「この相違の理由は、現実活動態にある感覚は個別的なものにかかわるが、知識は普遍にかかわるということにある。だが普遍は、ある意味に

の内に有しているからである。そのため、魂はそれらを自分の外に求める必要がないのである。それゆえ、分離した魂は物的な火へと拘束されることによって罰せられるのではない。

- (18) 更に。もし火がそのような仕方であらうとすれば、他の物体も同様に魂を捕らえておくことができるのであろうし、また、それがより大きく、より重たいものであるなら、もっとよく捕らえておくことができるであろう。それゆえ、もし魂が、拘束され捕らえられるという仕方でのみ罰せられるのだとすれば、その懲罰は火だけに帰されるべきではなく、むしろ他の諸々の物体に帰されるべきである。
- (19) 更に。『創世記逐語註解』第十二巻においてアウグスティヌスは、地獄の実体は物的なものであると信じるべきではなく、靈的なものであると信じるべきである、と言っている³⁰。ダマスケヌスもまた、地獄の火は質料的なものではないと言っている³¹。それゆえ、魂は物的な火によって苦しみを受けるのではないと思われる。
- (20) 更に。グレゴリウスが『道徳論』において言っているように、悪行をなす召使が主人から罰せられるのは、矯正のためである³²。しかしながら、地獄にいる断罪された者たちは、矯正され得ない。それゆえ、彼らは、地獄の物的な火によって罰せられるべきではない。
- (21) 更に。懲罰は反対対立するものによってなされる。しかるに、魂は、情欲によって物的なものに自らを服従させることによって罪を犯したのであ

おいては、魂自身のうちに存在する。それゆえ思惟する場合は、それを望むときにはいつも意のままにそうできるが、感覚することは意のままにはならない」中畑正志訳『魂について』（京都大学学術出版会、2001年）。Robb版とMarietti版ではIII *De anima*となっており、Robb版は該当箇所として次の箇所を挙げている：*De anima* III, 429a27-28; 429b5-9

³⁰ Augustinus, *De Genesi ad litteram*, XII, 32: 「だからそれは決して劣った実体のものではなく、靈の実体であり、物的実体ではないとわたしは思う」（片柳訳）。

³¹ Johannes Damascenus, *De fide orthodoxa*, IV, 19 [cap. 100].

³² Gregorius Magnus, *Moralia in Iob*, XXXIV, 19.

る。それゆえ、物的なものによって罰せられるべきではなく、むしろ物的なものから引き離されることによって罰せられるべきである。

- (22) 更に。神の正義によって、罪人たちには罰が与えられ、それと同様に義人たちには報いが与えられる。しかるに、義人たちには物的な報いではなく、霊的な報いのみが与えられるのである。それゆえ、たとえば『ルカによる福音書』二十二章に「あなた方は食べ、そして飲むことになる」云々と書かれている場合のように³³、もし聖書の中で、義人たちに何らかの物的な報いが与えられると語られている場合、それは比喩的な意味で理解されるべきである。したがって、罪人たちにもまた、物的な罰ではなく、霊的な罰のみが与えられるのである。このように、聖書の中で物的な懲罰について語られていることは全て、比喩的な意味で理解されるべきである。それゆえ、魂は物的な火によって苦しめられるわけではないのである。

【反対異論】

しかし反対に、『マタイによる福音書』第二十五章に「呪われた者たちよ、〔悪魔とその使いたちのために用意されている永遠の火に〕入れ」と言われていることから明らかなように³⁴、それによって断罪された者たちの身体が罰せられる火と³⁵、それによって悪霊たちが罰せられる火は同じである。しかるに、断罪された者たちの身体は、物的な火で罰せられるのでなければならない。そ

³³ *Evangelium secundum Lucam*, XXII, 30. Leonina 版は “Vt edatis et bibatis” etc., Robb 版は *Et edatis et bibatis, etc.*, Marietti 版は *Ut edatis et bibatis super mensam meam in regno meo.* (あなた方は、私の国で、私の食卓で、食べ、そして飲むことになる)。

³⁴ *Evangelium secundum Matthaem*, XXV, 41. Leonina 版は “Ite maledicti” etc., Robb 版は *Ite maledicti in ignem, etc.*, Marietti 版は *Ite, maledicti, in ignem aeternum, qui paratus est diabolo et angelis eius.* (呪われた者たちよ、悪魔とその使いたちのために用意されている永遠の火に入れ)。

³⁵ Leonina 版と Robb 版は *corpora dampnatorum/damnatorum*, Marietti 版は *corpora et animae damnatorum.*

れゆえ、同じく、分離した魂も、物的な火で罰せられるのである³⁶。

【解答】

解答。魂の火による受苦 (passio) をめぐっては、人々が様々な仕方で語ってきた。或る人々は、魂は物的な火によって罰を受けるのではない、魂の霊的な苦しみ、聖書においては比喩的に火という名で言い表されているのである、と言った。そしてこれは、オリゲネスの見解であった³⁷。しかしながら、この見解だけで充分であるとは思われない。というのも、アウグスティヌスが『神の国』第二十一巻において言っているように³⁸、断罪された者たちの身体がそれによって苦しめられるであろうところの火は、物的なものであると理解されなければならないからである。また、上に引用された主の言葉によれば³⁹、悪霊たちと魂たちが苦しめられるのも、この同じ火によってである。

³⁶ ここで言われている身体とは、終末時の復活によって与えられる身体のことである。復活後、断罪された者たちの身体は物的な火によって罰を受ける。復活する前の分離した魂が罰を受けるのも同じ火によってである。Cf. QDV, 26, a. 1, cor.: 「我々は復活のあることを信じており、未来に霊の苦しみがあるのみならず、肉体の苦しみもあることを信じ、また肉体は身体的な苦しみによってでなければ罰せられえないし、復活の後には同じ苦しみ人間と霊とに帰せられなければならないから——『マタイ』(25: 41)のことは「呪われた者よ、……悪魔とその使いらとのために備えられている永遠の火に入れ」から明らかな通り——、アウグスティヌスが『神国論』第21巻 (cap. 10) に語る通り、霊 (spiritus) そのものも何らかの仕方で物的な苦しみによって処罰を受ける、と言わなければならない」(山本訳)。

³⁷ Origenes, *De principiis*, II, 10, n. 4: 「したがって、死者の中から復活する者の身体が上述の性質を有するのであれば、永遠の火の罰が予告されたことは何を意味しているのか、次に考察することにしよう。イザヤの予言の中で、各自、自分に固有な火で罰せられると言われている。彼は「お前たちの火の炎の中を、お前らが自らのために燃やした焰の中を歩め」と言っている。この言葉によって、各々の罪人が自ら自分に固有な火の焰を燃やし、既に他の者が前もって燃やしたり、当人以前に存在していた別の火の中に入れられるのではないことが示唆されているようである」小高毅訳『諸原理について』(創文社、1978年)。

³⁸ Augustinus, *De civitate Dei*, XXI, 10: 「あの地獄は、物的な火であり、断罪された者たちの身体を苦しめるであろう」岡野昌雄ほか訳「神の国」『アウグスティヌス著作集』15(5) (教文館、1983年)。

³⁹ Set contra に引用されている『マタイによる福音書』25: 41を参照。Leonina版とRobb版は secundum sententiam Domini, Marietti版は secundum sententiam de eo。

それゆえ、別の人々は次のように考えた⁴⁰。その火は物的なものであるが、しかし魂は、その火によって直接的に罰を受けるのではなく、表象的な幻視 (*ymaginaría uisio*) としての火の似姿によって罰を受けるのである。それはちよほど眠っている人々に生じる場合のように、自分を苦しめているように見える何か恐ろしいものを見ることによって、実は物体ではなく物体の似姿によって苦しめられているだけであるのに、実際に苦しめられてしまうのである、と。しかしながら、この説は成立し得ない。なぜなら、先の論考で明らかにされたように⁴¹、表象力 (*uis ymaginaria*) をその中に含む感覚的部分の諸能力は分離した魂の内に存続しないからである。

したがって、分離した魂は、物的な火そのものによって苦しみを受けるのだと言わねばならない。しかしながら、どのような仕方で苦しみを受けるのかを解明することは難しい。或る人々は、分離した魂は、火を見るというまさにそのことによって苦しみを受けるのだと主張した⁴²。グレゴリウスが『対話』第四章において、「火を見るというまさにそのことによって、魂は苦しみを受ける」と言っているのは⁴³、このことに言及しているのである。しかしながら、見るという活動は見る者の完成なのであるから、そのようなものである限り、見ることは全て好ましいことなのである。したがって、いかなるものも、それ

⁴⁰ Cf. QDV, q. 26, a. 1, cor.: 「それ故、別の人々は離在する魂は何らかの苦痛によって処罰されると主張した。たしかにこれら苦痛は身体的ではないが、身体的な苦痛に類似したものであり、眠っている人が苦しめられる苦痛に類似したそれである、と。そして、このことはアウグスティヌスが『創世記逐語註解』第12巻 (cap. 32) において考え、またアヴィセンナ (cf. *Metaph.* IX c. 3) も考えたことであると思われる。しかし、このことも真ではありえない」 (山本訳)。

⁴¹ Cf. QDA, q. 19 「感覚的能力は分離した魂の内に存続するか」

⁴² Leonina 版と Marietti 版は *ignem hoc ipso quod uidet/videt*, Robb 版は *ignem hoc ipso quo videt*.

⁴³ *Gregorius magnus, Dialogorum*, IV, 29. Cf. QDV, q. 26, a. 1, cor.: 「或る人々は離在する魂は自らの諸感覚を用いると主張する。それ故、物的な火を感覚することによって離在する魂は火によって罰せられることになる。これはグレゴリウスが『対話』第4巻 (cap. 29) において、「魂は火を見ること自体によって火から働きを被る」と言うとき、彼が語っているとと思われることである」 (山本訳)。

が見られるものである限りにおいて苦痛なのではなく、それが害を与えるものとして把握される限りにおいて苦痛なのである⁴⁴。

このため、他の人々は、魂がその火を見て、それが自分に害を与えるものだと把握する、まさにこのことによって魂は苦しみを受けるのだと主張した。グレゴリウスが『対話』第四章において、「魂は自分が焼きつくされるのを見るから、焼きつくされるのである」と言っているのは⁴⁵、このことに言及しているのである。さて、ここで我々は、火が、本当に (*secundum rei ueritatem*) 魂に害を与えるものなのであるか否かを考えてみなければならない。もしも火が、本当は魂に害を与えるものではないのだとしたら、魂は、その火を害を与えるものとして把握した自分の判断においてだまされていることになるであろう。しかしながら、それは不合理であるように思われる。とりわけ悪霊たちに関しては。というのも、彼らは、知性の鋭敏さによって、事物の本性に精通しているのであるから⁴⁶。それゆえ、その物体的な火は、本当に魂に害を与えるものであると言わなければならない。そのため、グレゴリウスは『対話』第四章に

⁴⁴ Cf. QDV, q. 26, a. 1, cor.: 「離在的な魂が感覚することを認めるとしても、それら魂が可感的対象から苦痛を受けることはありえないであろう。というのは、可感的対象は可感的である限りにおいて感覚するものの完成であるからである。ちょうど、可知的対象が知性認識するものの完成であるように。それ故、感覚され或いは知性認識された或るものは、そのようなものである限りにおいて、苦しみや嘆きを生ぜしめることはなく、そのものが害をもたらすものである限りにおいて、或いは害をもたらすものと認識される限りにおいて生ぜしめるのである」 (山本訳)。

⁴⁵ Gregorius magnus, *Dialogorum*, IV, 29. Leonina版とMarietti版は *quia anima cremari se conspicit, crematur*, Robb版は *anima cremari se conspicit cum crematur*.

⁴⁶ Cf. QDV, q. 26, a. 1, cor.: 「また、或る人々が主張するように、物体的な火は霊を損なうことはできないとしても、損なうものとして認識されうる、といったことも真ではありえない。——このことはグレゴリウスが『対話』第4巻 (cap. 29) において「魂は自分が焼きつくされるのを見るのであるから、魂は焼き尽くされる」と語っていることに一致すると思われる。——というのは、知覚の鋭敏さを享受している悪魔たちが自らの本性と物的な火の本性を、我々が認識するよりもより勝れて認識することをしないで、物的な火が自分たちを損なうと誤って信じるといったことは、ありそうにないことである」(山本訳)。

において、次のように結論を述べている⁴⁷。「福音書に語られていることから、我々はこうまとめることができる。魂は、炎を見ることによってのみならず、それを体験することによっても、苦しみを受けるのである」。

物的な火が、いかなる仕方で魂や悪霊に害を与えるものとなり得るのかを探求するために、次のことを考えてみなければならない。害が或るものにもたらされるのは、それによって完成されるところのものを受け取ることによるのではなく、自らに反対対立するものによって妨げを受けることによるのである。したがって、火による魂の受苦 (*passio*) は、たとえば知性が可知的なものによって作用を受け、感覚が可感的なものによって作用を受けるといような、単にそれを受け取ることによって生じるのではなく、或るものが他のものから反対対立と妨害という仕方で作用を受けることによって生じるのである。このことは二通りの仕方で起こる。第一に、或るものは、自らに反対対立するものによって、生来的な何らかの形相により有している自らの存在そのものに関して、妨げを受ける。このように、或るものは、たとえば木材が火によって焼きつくされる場合のように、反対対立するものによって、変化や破壊という仕方で作用を受けるのである。第二に、或るものは、妨害あるいは反対対立する何らかのものによって、自らの傾向性に関して、妨げを受ける。たとえば、石の自然本性的な傾向性は下方へと運ばれることであるが、その傾向性は、何らかの妨害するものや力を加えるものによって、強制的に止められたり、あるいは強制的に動かされたりして、妨げを受けるのである。

しかしながら、認識 (*cognitio*) を欠いているものにおいては、罰を受けるこのどちらの仕方も存在しない。なぜなら、痛みと悲しみが存在し得ないところには、苦痛と罰の概念は適合しないからである。しかし、認識を有しているものにおいては、どちらの仕方の受動 (*passio*) によっても、苦痛と罰が結果として生じる。ただし、異なる仕方によってである。というのも、反対対立す

⁴⁷ Gregorius magnus, *Dialogorum*, IV, 30.

るものに変化させられるという仕方の受苦は、ちょうど過激な可感的対象が感覚の調和を破壊する場合のように⁴⁸、感覚的な痛みによって苦痛と罰を与えるのである。それゆえ、可感的対象の過激さが、とりわけ触覚における過激さが、感覚的な痛みをもたらすのである。それが適度なものであるならば、感覚との適合により、快いのであるが。

第二の仕方の受苦は、しかし、感覚的な痛みによって罰を与えるのではなく、「内的な悲しみ」(interior tristitia)によって罰を与えるのである⁴⁹。この内的な悲しみは、人や動物において、何らかのものが、或る内的な力によって、意志あるいは何らかの欲求に反しているものとして把握されることから生じる。それゆえ、意志や欲求に反する諸々のものが苦痛を与えるのであり、時には、それは感覚による痛みよりも大きい。というのも、或る人は、鞭で打たれるといった、感覚による激しい苦痛を受けることの方を、侮辱に耐えることなどのような、何か意志に反することに耐えることよりもむしろ選ぶだろうからである。

それゆえ、第一の受苦の仕方によって魂が物的な火によって罰を受けることはできない。なぜなら、魂は、その火によって変化させられることも滅ぼされることも不可能だからである。したがって、魂は、火によって感覚的な痛みを受けるという仕方では、苦しみを受けるのではない。しかし、第二の受苦の仕方によって、すなわち、そのような火によって魂が自らの傾向性や意志を妨げられるという仕方では、魂が罰を受けることは可能である。このことは次のことから明らかである。魂および非質料的な実体は全て、それ自らの自然本性に関

⁴⁸ Cf. Aristoteles, *De anima* III, 429a30-b3: 「感覚は激的な感覚対象を感覚したすぐあとでは感覚することができないのであり、たとえば大きな音の感覚の直後に音を感じすることはできず、強烈な色や匂いの感覚の直後に見たり嗅いだりすることはできないのである」(中畑訳)。

⁴⁹ Cf. Augustinus, *De Genesi ad litteram*, XII, 33: 「というのも悲しみとは、魂にとって取るに足らぬ災厄ではないのであり、使徒も、ある人が大きな悲しみにうちひしがれてしまうのではないかと、非常に心配したのである (II コリ 2.7)」(片柳訳)。

する限り、何らかの場所に拘束されることはなく、むしろ、あらゆる物的秩序を超えているのである。それゆえ、何らかの必要性によって、或るものに拘束され、或る場所に留めておかれることは、その自然本性に反するのであり、また自然本性的な欲求に反するのである。私はこう主張するが、ただし、魂がその自然本性的な形相であるところの身体と結合されることに関しては、別である。身体との結合においては、或る完全性が結果として生じるのである。

霊的実体が何らかの物体に拘束されるのは、その物体が非物的実体を拘束できる力を持っているからではない。それは霊的な実体をこのような物体に拘束する或る上位の実体の力によるものである。それはちょうど、神の許可により、魔術によって、上位の悪霊たちの力で、或る霊たちが指輪とか肖像などの或る物体に拘束されるのと同様である。そして、この仕方では、魂たちと悪霊たちは、神の力によって、自らの罰のために物的な火に拘束されるのである。それゆえに、アウグスティヌスは『神の国』第二十一巻で次のように述べている。「もし人々の霊が、同じくそれ自体は確かに非物的であるにもかかわらず、この世においては物的な肢体に閉じ込められることが可能であり⁵⁰、また、かの時には自らの身体の枷によって終わりなく拘束されることが可能なのだとすれば、どうして我々は、不可思議ではあるが真なる仕方⁵¹、非物的な霊もまた、物的な火の罰によって苦しめられ得ると言うてはならないのか？それゆえ、悪霊たちの霊は⁵²、非物的であるにもかかわらず、苦しみをもたらす物的な火に付着するであろう (adherebunt)。その時、彼らは、火によって罰を受けるのであって、火に生命を与えるのではない」⁵³。

⁵⁰ Leonina 版は potuerunt, Robb 版は poterunt, Marietti 版は possunt.

⁵¹ Leonina 版は quamvis miris, tamen ueris modis, Robb 版は quamvis veris, miris tamen modis, Marietti 版は quamvis miris modis.

⁵² Leonina 版は spiritus demones, Robb 版は daemones, Marietti 版は spiritus.

⁵³ Augustinus, *De civitate Dei*, XXI, 10. 悪霊が物的な火と付着しても、火に生命を与えるわけではないという事に関して、アウグスティヌスは同じ箇所こう述べている：「それは、接触する火そのものが、その接触によって霊を与えられ、霊と身体から成る生きもの

このようにして、次のことは真である。その火は、神の力によって魂を拘束し捕らえておく限りにおいて、神の正義の道具として魂に作用するのである。そして、魂がその火を自分に害を与えるものとして把握する限りにおいて、内的な悲しみによって魂は苦しめられるのである。この悲しみは確かに最大のものである。なぜなら、本来は享受をもって神と合一されるべく生まれついていた自分が、最低のものに服従させられているということを思い知るのであるから。それゆえ、断罪された者たちの最大の苦しみは、神から引き離されるということから生じるであろう。そして第二には、最低で最も卑しむべき場所において、物的なものに服従させられているということから生じるであろう⁵⁴。

【異論への解答】

以上のことから、はじめに提示された七つの論に対する答えは明らかである。なぜなら、我々は、それらの異論が唱えているように、魂が単に受け取るという仕方では物的な火から作用を受けるとも、反対対立するものによって変化させられるという仕方では作用を受けるとも、主張してはいないからである。

- (8) 第8の論に対しては次のように言わなければならない。道具は自分の力で働きをなすのではない。根源的能動者 (*principale agens*) の力によって働きをなすのである。それゆえ、火が神の正義の道具として魂に作用する場合、考慮すべきは、火の高貴さなのではなく、神の正義の高貴さなのである。

になるという意味ではなくて、わたしが述べたように、不思議な言い表し難い仕方で接触することによって、火から罰を受けるが、火に生命を与えることはないという意味においてである。というのは、霊が身体と接触して生きものが生じる、もう一つの接触があり、それは不思議で、人間には理解できないことである。これこそが人間である」(岡野訳)。

⁵⁴ Cf. ST I, q. 64, a. 4, ad 1: 「場所が天使とか魂にとって、彼らの罰の場所であるというのは、決してその場所が彼らの自然本性を変化せしめるといったかたちで影響するものなるがゆえではない。それは却って、天使や魂が、自らがその意に適わない場所にあることをさとしたときに、彼らに悲しみを与えることによってその意志に影響するものなるがゆえにほかならない」(日下訳)。

- (9) 第9の論に対しては次のように言わなければならない。物体は断罪された者たちを罰するのに適した道具である。というのも、物体は、自分の上長すなわち神に従うことを望まなかった者たちが、罰として下位のものに服従させられるために適しているからである。
- (10) 第10の論に対しては次のように言わなければならない。神は自然に反すること (*contra naturam*) はなさない。とはいえ、自然がなし得ないことを神がなさる時、神は自然を超えた仕方で (*supra naturam*) 働きをなされるのである。
- (11) 第11の論に対しては次のように言わなければならない。変化という仕方では物的なものによって作用を受けない (*impassibile*) ことは、魂自身の本質に即して魂に適合することである。しかしながら、魂が神の力によって苦しみを受けるのは、この仕方によってではなく、主文に述べられたような仕方によってである⁵⁵。
- (12) 第12の論に対しては次のように言わなければならない。火は、自然本性的に働きをなすものごとく、自らに固有の力によって働きをなすかのように、魂に作用する能力を行使するわけではない⁵⁶。それはただ道具として働くのみである。それゆえ、火の本性が変えられているということは帰結しないのである。
- (13) 第13の論に対しては次のように言わなければならない。魂が物的な火によって作用を受けるのは、そのどちらの仕方によってでもなく、主文に述べられたような仕方によってである⁵⁷。
- (14) 第14の論に対しては次のように言わなければならない。物的な火は魂を熱することはないが、しかし、別の働きもしくは関係性を魂に対して持っている。それは物体が霊に対して生来的に持っているものであり、すなわ

⁵⁵ 本問題解答の末尾を参照 (Leonina, u. 324-334)。

⁵⁶ Leonina 版は *agit potentia agendi*, Robb 版と Marietti 版は *habet potentiam agendi*。

⁵⁷ 本問題解答の末尾を参照 (Leonina, u. 324-334)。

ち、霊が物体と何らかの仕方で合一することである⁵⁸。

- (15) 第 15 の論に対しては次のように言わなければならない。魂は、形相として、罰を与えている火と合一するのではない。なぜなら、アウグスティヌスが言っているように、魂は火に生命を与えるのではないからである⁵⁹。しかし魂は、霊が「力の接触」(contactus uirtutis)によって物的な場所と合一するような仕方で⁶⁰、火と合一するのである⁶¹。ただし、その動者(motor)であるわけではない⁶²。

- (16) 第 16 の論に対しては次のように言わなければならない。すでに述べられた

⁵⁸ Leonina 版は uniaturo, Robb 版と Marietti 版は unianturo.

⁵⁹ Augustinus, *De civitate Dei*, XXI, 10: 「霊であるダイモンは、非物的ではあっても、苦しみをもたらす物的な火と接触するであろう。それは、接触する火そのものが、その接触によって霊を与えられ、霊と身体から成る生きものになるという意味ではなくて、わたしが述べたように、不思議な言い表し難い仕方で接触することによって、火から罰を受けるが、火に生命を与えることはないという意味においてである」(岡野訳)。

⁶⁰ Leonina 版は spiritus unitur, Robb 版と Marietti 版は spiritus uniantur.

⁶¹ 「力の接触」(contactus uirtutis)については次の箇所を参照: 「とはいえ、接触には知性的実体が物体と結合し得るような様態がある。[中略]それゆえ、量の端において接触するのでないような何らかの能動的作用者が存在するならば、そうであるとしても、作用をなしている限りにおいて、それは接触をしていると言われるのである。この意味で「われわれを悲しませる者はわれわれに接触していると言う」のである。したがって、この様態の接触においては、知性的実体が物体と接触によって合一することは可能である。というのも、知性的実体は非質料的でよりいっそう現実態において存在しているがゆえに、物体に作用しそれを動かしているからである。さて、この種の接触は量に属するのではなく、ちからに属する」(SCG II, c. 56, 1317-1318); 「プラトンと彼の追従者たちは次のように主張した。知性的魂が身体に合一しているのは、形相が質料に合一しているようにではなく、動かすものが動かされるものに合一しているようにである。だから、魂は「舟に船頭がいるように」身体のうち存在すると述べているのである。こうして、このような魂と身体との合一は、先述の [1317-1318] ちからの接触によるものでしかないことになる」(SCG II, c. 57, 1327) 川添信介訳『トマス・アキナスの心身問題』(知泉書館, 2009年); 「[魂と天体との合一は]だから、もっぱら動かすこと motio のためというほかにはない。動かすということのためには、然しながら、魂がかならずしもその形相として天体と一つになっている必要はないのであって、それは、あたかも「動者・動かすもの」motor が「可動者・動かされるもの」mobile と一つになるごとくに、ちからの接触 contactus virtutis によって一つになるのであっていいのである」山本清志訳『神学大全』5(創文社, 1985年)。

⁶² Leonina 版は non sit ipsorum motor, Robb 版と Marietti 版は non sint ipsorum motores.

ように⁶³、魂が物的な火によって苦しめられるのは、魂がその火を拘束や捕縛という仕方でも自分に害を与えるものとして把捉する限りにおいてである。しかし、この把捉は、魂が実際に捕らえられていない時でさえも、魂が自分が拘束へと定められた者であることを把捉していることだけで、魂を苦しめることができる。そして、このゆえに、悪霊たちはどこへ行くにも地獄を伴って行くと言われるのである⁶⁴。

- (17) 第 17 の論に対しては次のように言わなければならない。魂は、このような拘束によって、知性的な働きに関しては妨げを受けないが、或る自然本性的な自由に関して、すなわち物的な場所へのあらゆる束縛から解放されているということに関して、妨げを受けるのである。
- (18) 第 18 の論に対しては次のように言わなければならない。地獄の罰は、魂への罰であるのみならず、身体への罰でもある。そのため、わけても火が特に地獄の罰であるとされているのである。なぜなら、とりわけ火が身体に痛みを与えるからである。もっとも、『詩篇』に「火と硫黄」云々と言われているのであるから⁶⁵、火以外の痛みも地獄にはあるのであろうが。またこのことは、罪の根源である秩序を外れた愛 (*amor inordinatus*) にも適合する。すなわち、ちょうど浄火天 (*caelum empyreum*) が愛徳の火

⁶³ 本問題解答の末尾を参照 (Leonina, u. 327-328)。

⁶⁴ Cf. ST I, q. 64, a. 4, ad 3: 「悪霊たちはこの世の昏い大気のうちにあるかぎり、現実にゲヘナの火 *gehennalis ignis* に繋がれてはいないにしても、然し彼らはやがてはこれに繋がれなくてはならないことを知っているというまさしくそのことのために、彼らの罰は決して減じていないのだとしなくてはならぬ。或る『註解』の『ヤコブ書翰』第三章 (第六節) の箇所、『彼らはいずこに行くにもゲヘナの火を伴って行く。』とある所以である」(日下訳)

⁶⁵ *Liber psalmodum*, 10. 7. 日本語訳聖書においては、詩篇 11. 6 (新共同訳、口語訳、フランシスコ会訳)。Leonina 版では “*ignis, sulphur*” etc., Robb 版では *Ignis, sulphur, et caetera, Marietti* 版では *Ignis, sulphur, et spiritus procellarum, pars calicis eorum*。(〔主は〕火と硫黄を〔罪人たちの上に降らせ〕、嵐の風を彼らの杯の取り分とされる)。

に報いるように、地獄の火が秩序を外れた貪欲に報いるのである⁶⁶。

- (19) 第 19 の論に対しては次のように言わなければならない。アウグスティヌスがそのことを述べているのは、それを確定するためではなく、探究するためである。あるいは、もし彼がそれを自分の考えとして述べたのだとしても、その後『神の国』第二十一巻において、明らかにそれを取り消している⁶⁷。あるいはまた、こう言うこともできる。地獄の実体は、最も近接的な苦痛 (*proximum affligens*) に関する限りにおいて、すなわち、捕縛や拘束という仕方では害を与えるものとして把握された火に関する限りにおいて、靈的なものと言われるのである、と⁶⁸。
- (20) 第 20 の論に対しては次のように言わなければならない。グレゴリウスがそのことを持ち出しているのは、神から与えられる全ての罰は浄化的なもの

⁶⁶ 浄火天とは、全てのものに先立って、物的質料、時間、天使的本性と同時に創造されたとされる最高の天である (ST I, q. 46, a. 3, cor. を参照)。そしてそこは至福者たちの場所であるとされている。Cf. ST I, q. 66, a. 3, cor.: 「浄火天の措定が見出されるのは、ストラプスならびにベダの典拠、そしてさらにはバシリウスの典拠以外にはない。その措定にあたって彼らは、一つの点に関するかぎり、つまり、それが至福者たちの場所 *locus Beatorum* であるという点に関するかぎり一致している。〔中略〕靈的な栄光は、だが、世のまさしく始めよりして、天使たちの至福ということにおいて始まっているのであるし、またこうした天使たちと等しかるべきことが聖者たる人々に約束されている。〔中略〕こうした天が「浄火天」即ち火の天 *caelum igneum* と呼ばれるとしても、それは決してその炎熱 *ardor* に由来するものではなく、それは却ってその光輝 *splendor* に由来している」(山本訳)。

⁶⁷ Augustinus, *De civitate Dei*, XXI, 10: 「しかし、火と硫黄の沼とも言われている、あの地獄は、物的な火であり、断罪された者たちの身体を苦しめるであろう」(岡野訳)。

⁶⁸ Cf. QDV, q. 26, a. 1, ad 5: 「離在する魂のうちには二つのものを考えなければならない。即ち、第一の苦しめるものと第二の苦しめるもの (*affligens primum et proximum*) とである。苦しめる第一のものは物的な火そのものであって、それは上述の仕方では妨げるものである。これが魂に悲しみを押し込めるとすれば、それが魂によって認識されている場合だけであろう。それ故、苦しめる第二のもの (*proximum affligens*) は認識されているところの妨げる火そのものである。そして、この火は質料的な火ではなく、靈的な火である。この意味でダマスケヌスの言葉は真と見なすことができるのである。——或いは、ダマスケヌスは、火が物体を罰するように質料的に働きかけることによって魂を罰するわけではないという限りで、その火は物的でない」と主張していると言うことができる」(山本訳)。括弧内のラテン語は筆者による挿入。

(*purgatorius*) であり、いかなる罰も永久的ではないと信じていた或る人々への反論としてである。そして確かにその人々の考えは誤りである。なぜなら、或る罰は、この世の生において、あるいは後の世の生において、矯正もしくは浄化のために神から与えられるが、しかし或る罰は、最終的な断罪のために与えられるからである。また、このような罰が神から与えられるのは、神が罰をお喜びになるからではなく、それにしたがって罰が罪人たちに科されるところの正義をお喜びになるからである。人間の間でも同様に、或る罰は、たとえば父親が息子を鞭で打つ場合のように、罰を受ける者を矯正するために与えられるが、或る罰は、たとえば裁判官が盗賊を絞首刑にする場合のように、最終的な断罪のために下されるのである。

- (21) 第 21 の論に対しては次のように言わなければならない。罰が反対対立するもの (*contrarium*) によって生じるのは、罪を犯す人の意図 (*intentio*) に関する限りにおいてである。なぜなら、罪を犯す人は自分の意志を満足させることを意図するのであるが⁶⁹、罰はその人の意志に反対対立するものだからである。しかしながら、時として⁷⁰、神の英知により、或る人がそれによって自分の欲求を満たすことを求めているその同じものが、それに反対対立するものに変えられることがある⁷¹。それゆえに、『知恵の書』には、「それによって罪を犯すその同じものによって、その人は罰せられる」と言われているのである⁷²。したがって、魂は物的なものに執着することによって罪を犯すのであるから⁷³、物的なものによって罰せられることは、神の英知に適ったことなのである。

⁶⁹ Leonina 版と Robb 版は *pena/poena autem est*, Marietti 版は *Poena etiam est*.

⁷⁰ Leonina 版と Robb 版は *Set/Sed quandoque*, Marietti 版は *in quantum*.

⁷¹ Leonina 版と Marietti 版は *in contrarium ei uertatur/vertatur*, Robb 版は *in contrarium vertitur*.

⁷² *Liber Sapientiae*, 11. 17. 日本語訳聖書では 11. 16 (新共同訳, フランシスコ会訳)。

⁷³ Leonina 版と Marietti 版は *peccat corporalibus inherendo/inhaerendo*, Robb 版は *peccat corporalibus*.

(22) 第 22 の論に対しては次のように言わなければならない。魂は、自分より上位であるものを享受することによって報いを受けるのであり⁷⁴、逆に、自分より下位であるものに服従させられることによって罰を受けるのである⁷⁵。それゆえ、魂への報いは霊的な仕方（*spiritualiter*）のみ理解されるべきことが適切なのであるのに対し、罰は物的な仕方（*corporaliter*）理解され得るのである⁷⁶。

以上

⁷⁴ Leonina 版と Marietti 版は *per hoc quod fruitur eo quod est supra se*, Robb 版は *per hoc quod est supra se*.

⁷⁵ Cf. *QDV*, q. 26, a. 1, cor.: 「また、至福なる者たちの栄光と断罪された者たちの罰との間に平行関係があるわけではない。というのは、至福なる者たちは彼らの本性を超える状態へと高められ、それ故、神性の享受によって至福にされるが、他方断罪された者たちは彼らの下位にある状態へと押し下げられ、それ故、物的な拷問 (*tormenta*) によっても罰せられるのである」 (山本訳)。

⁷⁶ Leonina 版は *intelligi possunt*, Robb 版と Marietti 版は *intelliguntur*.